

日英教育学会の歩み・他

日英教育研究フォーラム／日英教育学会研究大会の歩み

会則

選挙規程

『日英教育研究フォーラム』編集委員会規程

『日英教育研究フォーラム』論文投稿規程

『日英教育研究フォーラム』自由研究論文執筆要領

『日英教育研究フォーラム』著作権規程

編集後記

日英教育研究フォーラム／日英教育学会研究大会の歩み

▶結成記念大会〈1992年7月28日〉

早稲田大学国際会議場

テーマ 1980年代の教育改革

▶第2回大会〈1993年7月26日・27日〉

中央大学駿河台記念館

テーマ 教育史研究の現在

▶第3回大会〈1994年8月27日・28日〉

国立教育研究所

テーマ 教育社会学の現在

ゲスト スティーブン・ボール（ロンドン、
キングス・カレッジ）

▶第4回大会〈1995年8月23日・24日〉

早稲田大学国際会議場

テーマ 職業資格問題

ゲスト ジョン・ミッチェル（スコットラ
ンド視学官）

▶第5回大会〈1996年8月31日・9月1日〉

立命館大学末川記念館

テーマ 教師教育の動向と課題

ゲスト リチャード・オルドリッチ（ロン
ドン大学教育学大学院）

▶第6回大会〈1997年8月26日・27日〉

早稲田大学教育学部

テーマ 1980年代教育改革の意義

ゲスト ゲリー・マカロック（シェフィー
ルド大学）

▶第7回大会〈1998年9月17日・18日〉

早稲田大学国際会議場

テーマ 教師教育の将来

ゲスト ピーター・ギルロイ（シェフィー
ルド大学）

清水潔（文部省高等教育局）

▶第8回大会〈1999年9月6日・7日〉

京都大学楽友会館

テーマ 高等教育改革に関する日英比較

ゲスト ロナルド・バーネット（ロンドン
大学教育学大学院）

▶第9回大会〈2000年9月30日・10月1日〉

早稲田大学国際会議場

テーマ 21世紀の学校教育とカリキュラ
ムの構造

ゲスト マイケル・F・ヤング（ロンドン
大学教育学大学院）

▶第10回大会〈2001年9月29日・30日〉

早稲田大学教育学部

テーマ 教育とセクシュアリティ

ゲスト ダイアン・レナード（ロンドン大
学教育学大学院）

マイケル・ライス（ロンドン大学
教育学大学院）

▶第11回大会〈2002年9月29日・30日〉

早稲田大学

テーマ イスラームと学校・教育

ゲスト ジェフリー・ウォルフォード（オ

ックスフォード大学グリーンカレッジ)

▶第12回大会〈2003年7月20日・21日〉
京都女子大学

テーマ 英国の教育界における〈公私〉関係の現状とその示唆するもの

ゲスト ヴィヴィアン・アンソニー (前・全国校長会事務局長)

*この年から日英教育学会と改称

▶第13回大会〈2004年7月26日・27日〉
東京都立大学

テーマ 「第三の道」?としてのニュー・レイバーの教育政策

ゲスト シャロン・ゲワーツ (ロンドン大学キングス・カレッジ)

▶第14回大会〈2005年7月23日・24日〉
佛教大学

テーマ 教育におけるキーワードとしてのミドルクラス

ゲスト スティーブン・ボール (ロンドン大学教育学大学院)

▶第15回大会〈2006年7月29日・30日〉
東京都立大学

テーマ 比較教育の昨日・今日・明日

ゲスト マイケル・クロスリー (ブリストル大学)

▶第16回大会〈2007年7月14日・15日〉
京都女子大学

テーマ イギリスのinspectionから学べる
こと・学べないこと

▶第17回大会〈2008年7月12日・13日〉
東京都立大学

テーマ 公立中等学校改革の日英比較

ゲスト デヴィッド・クルック (ロンドン大学教育学大学院)

▶第18回大会〈2009年7月18日・19日〉
名古屋芸術大学

テーマ 教育における分権はどうあるべきか

ゲスト ダグラス・オスラー (前・スコットランド首席視学官)

▶第19回大会〈2010年7月31日・8月1日〉
京都女子大学

テーマ 総選挙後の英国の教育改革

ゲスト ジョン・モーガン (英国中等学校
長会 ASCL 会長)

▶第20回大会〈2011年9月3日・4日〉
京都女子大学

テーマ 英国の教育研究をどう進めるか

▶第21回大会〈2012年9月1日・2日〉
早稲田大学

テーマ 日英の教員養成の比較研究

▶第22回大会〈2013年8月31日・9月1日〉
兵庫大学

テーマ 就学前の子どもに対する政策について

▶特別研究会〈2013年10月13日〉
キャンパスプラザ京都

テーマ 就学前の子どもに対する政策について

ゲスト アリソン・テイサム (レスター大学)

▶第23回大会〈2014年9月1日・2日〉
常葉大学
テーマ 日英のキュリラム改革と学力観

▶第24回大会〈2015年9月5日・6日〉
専修大学
テーマ 教育破綻からの再生:失敗自治体の学校教師再生プロジェクト——権限剥奪・民営化された教育委員会:ロンドン・ハックニー区のラーニング・トラストによる教育改革
ゲスト アラン・ウッド (ロンドン・ハックニー区子ども若者政策共同長官、全国子ども政策担当局長連合会会長)

▶第25回大会〈2016年8月27日・28日〉
京都女子大学
テーマ シティズンシップ教育の枠組みと実践
ゲスト ケヴィン・I・マシューズ (トマス・ハーディ校〈ドーセット州ドーチェスター〉)

▶特別研究会〈2016年8月28日〉
京都女子大学
テーマ イギリスのEU離脱

▶第26回大会〈2017年8月28日・29日〉
千里金蘭大学
テーマ 現代日本の教育動向をどう見るか——英国人たちの視点

ゲスト ロバート・アスピノール (同志社大学)
マーク・シェフナー (帝塚山大学)
アール・キンモンス (大正大学名誉教授)

▶第27回大会〈2018年8月27日・28日〉
実践女子大学
テーマ スタンダード化時代の教育リーダーシップ
ゲスト ヘレン・ガンター (マンチェスター大学教育学部教授)

▶第28回大会〈2019年8月26日・27日〉
福岡大学
テーマ 英国教育史研究の軌跡と展望——歴史を紐解く時間として

▶第29回大会〈2020年9月6日・7日〉
京都女子大学 (オンライン)
テーマ EU 離脱国民投票後の『福祉国家』英国とその教育を展望する

▶第30回大会〈2021年8月30日・31日〉
早稲田大学 (オンライン)
テーマ イギリス版「高大接続改革」を検証する——格差・公正・移行問題に注目して

◇ 会 則 ◇

1992年7月28日制定・施行

改正 1995年8月

改正 1996年8月

改正 2002年9月

改正 2003年7月

改正 2007年7月

改正 2008年7月

改正 2009年7月

改正 2012年9月

改正 2015年9月

改正 2017年8月

第1条（名称）本会は日英教育学会（The Japan-UK Education Forum）と称する。

第2条（目的）イギリス教育の研究を多角的に発展させ、日本の教育の進展と日英両国の教育研究者の交流および両国の親善に貢献することを目的とする。

第3条（事業）本学会の目的を達成するためにつぎの事業を行なう。

- (1) イギリスの教育に関する情報の交換
- (2) イギリス教育に関する研究機会の提供
- (3) 「ニューズレター」の発行
- (4) 『日英教育研究フォーラム』の発行
- (5) その他、目的に合致する諸活動

第4条（会員）イギリス教育の研究に携わる者および関心を持つ者で、本学会の目的に賛同する者をもって会員とする。

会員には一般会員と学生会員（有職のまま大学に在学する者は含まない）および名誉会員の別を設ける。

会員のうち3ヶ年の会費納入を怠った者

は、本会から除籍される。

★申し合わせ事項（2015年総会）

○運営委員会は満70歳以上の会員で、本学会代表を歴任した者あるいは本学会の発展に大きく寄与した者を名誉会員として推薦し、総会の承認を得るものとする。

○名誉会員は会費を負担しない。

○名誉会員は役員の被選挙権をもたない。

第5条（役員）本学会に次の役員を置く。

(1) 代表1名。代表は本学会を代表する。

(2) 必要に応じて副代表1名をおくことが出来る。

(3) 運営委員若干名。運営委員は代表を補佐し学会の運営に当たる。

(4) 監査2名。監査は本学会の会計を監査する。

(5) 任命委員若干名。任命委員は代表が、運営委員会の同意を得て任命する。任命委員は代表を補佐し学会の運営に当たる。役員の任期は3年とする。再任を妨げない。

第6条（組織）本学会に次の組織を設ける。

(1) 総会。総会は本学会の最高議決機関である。年1回開催する。

(2) 運営委員会。運営委員会は代表が召集し、本学会の運営に当たる。

第7条（会費）会費は年額8,000円とする。

但し、学生会員は年額6,000円とする。

第8条（会計年度）会計年度は4月1日から

3月31日とする。

第9条（会則変更）会則変更は総会出席者

（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を要

する。

第10条（事務局）

- (1) 事務局長を1名おく。
- (2) 事務局長は運営委員の互選によって選出される。

★申し合わせ事項

事務局は当分の間、東京成徳大学子ども学部・青木研作研究室内におく。

住所 東京都北区十条台1-7-13

事務局長は青木研作とする。

附則 本会則は1992年7月28日から施行する。

附則 本会則は1996年4月1日に遡って施行する。

附則 本会則は2002年4月1日に遡って施行する。

附則 本会則は2003年4月1日から施行する。

附則 本会則は2007年8月1日から施行する。

附則 本会則は2008年7月13日から施行する。

附則 本会則は2009年7月20日から施行する。

附則 本会則は2013年4月1日から施行する。

附則 本会則は2018年4月1日から施行する。

改正の要点

1995年改正内容 「役員再任不可」を「再任を妨げない」に改正

1996年改正内容 年会費を3,000円から4,000円に改正

2002年改正内容 年会費を4,000円から5,000円に改正

日英教育研究フォーラムを日英教育学会に名称を変更（2003年度から）

2007年改正内容 役員任期を2年から3年に改正

2008年改正内容 紀要会員制度の設置、「分会」の削除、「紀要会員」制度の創設、その他実情に合わせた改正

2009年改正内容 年会費を5,000円から6,000円に改正

2012年改正内容 「会員」の条項に除籍規定及び会費未納に関わる規定を創設

2015年改正内容 「会員」の条項に名誉会員に関わる規定を創設

2017年改正内容 年会費を6,000円から8,000円に改正

◇ 選挙規程 ◇

第1条 学会規約第5条に定める運営委員選出のため、本規程を定める。本学会の運営委員の選出は、以下の各条の定めに従って行われなければならない。

第2条 運営委員選出に関する選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれを行う。

第3条 選挙管理委員会の委員は2名とする。

第4条 選挙管理委員は、運営委員会の推薦により、代表が委嘱する。委嘱は改選の年の2月末日までに行われなければならない。

第5条 選挙権有資格者は、改選の年の4月末の時点で的一般会員、学生会員および名誉会員とする。被選挙権有資格者は、改選の年の4月末の時点で的一般会員および学生会員とする。

第6条 運営委員の選出は、8名連記とし、郵送の無記名投票で行う。

第7条 当選の決定は、得票順とする。

第8条 同点者が生じた場合は、選挙管理委

員会の抽選による。

第9条 選挙管理委員は、当選者および次点者を明記した選挙結果を運営委員会および改選の年の総会で報告しなければならない。ただし、得票数は公表せず、その記録を事務局に保管するものとする。

2004年7月26日

附則 本規程は2007年7月14日から施行する。

役員任期2年を3年に改正したため、選挙管理委員の任期も改正した。

附則 本規程は2014年9月1日から施行する。

会則で除籍規程が整備されたことにあわせて、第5条の規程を改正した。

附則 本規程は2018年9月1日から施行する。

会則で学生会員の資格が設けられたことにあわせて、第5条の規程を改正した。

し再任を妨げない。また、編集代表は編集業務を遂行するために編集幹事を置くことができる。

4. 編集委員会は、各年度の編集方針その他編集に必要な事項を定める。
5. 本誌に論文等の掲載を希望する会員は、所定の論文投稿規程および編集委員会の定める各年度の編集方針にしたがい、原稿を編集代表に送付しなければならない。
6. 投稿された論文等の掲載は、編集委員会の合議によって決定する。
7. 掲載される論文等について、編集委員会は若干の変更を加えることができる。ただし、内容に関して重要な変更を加える場合は、執筆者との協議を経るものとする。
8. 論文等の印刷に関して特別の費用を必要とする場合は、執筆者の負担とすることがある。
9. 本規程の改正は運営委員会が行い、総会の承認を得ることとする。

2011年9月3日

◇『日英教育研究フォーラム』 編集委員会規程◇

1. 本誌は日英教育学会の紀要として、原則として1年に1回発行する。
2. 本誌には、本学会会員の研究論文等のほか、学会の活動や会員の研究動向などに関する記事を掲載する。
3. 本誌の編集のために編集委員をおく。編集代表は、運営委員の中から運営委員会の同意を経て代表が委嘱する。編集代表は編集委員3名を委嘱する。編集代表および編集委員の任期は3年とする。ただ

◇『日英教育研究フォーラム』 論文投稿規程◇

1. (目的) 本規程は自由研究論文および研究ノートへの投稿について規定する。なおここでいう紀要編集委員会とは編集委員会規程によって規定された編集委員会のことである。
2. (募集) 投稿原稿は未発表のものに限る。

ただし、口頭発表およびその配布資料はこの限りではない。

3. (投稿資格) 日英教育学会会員であること。学会員でない場合は事前に入会手続きを踏むこと。
4. (掲載の可否) 投稿原稿の掲載の可否は紀要編集委員会が決定し、投稿者に通知する。なお、紀要編集委員会は投稿原稿に修正を求める場合がある。また、紀要編集委員会は「自由研究論文」への投稿原稿について、「研究ノート」への種別変更を投稿者に促す場合がある。
5. (投稿様式) 投稿原稿の字数制限はタイトル、脚注、図・表、引用・参考文献を含め、20,000文字とする。なおWord等で作成する場合は、A4用紙(45文字×37行)で12ページとする。最初の行にタイトルをつけ、氏名や所属は別紙「投稿申請書」に記載する。「投稿申請書」には、タイトル(日本語および英語)、キーワード(日本語で5つ程度)、連絡先、英文アブストラクト(500ワード以内)等をすべて記入すること。
6. (執筆要領) 別に定める「『日英教育研究フォーラム』執筆要領」に沿って執筆すること。
7. (提出期限) 投稿原稿の提出期限は3月末とする。
8. (提出方法) 原則としてEメールの添付ファイルにて、投稿原稿および投稿申請書を提出すること。

宛先：日英教育学会紀要編集委員会
提出後、3日以内に受領確認メールが届かない場合は、事務局に連絡すること。

- 改正 2008年7月13日
改正 2011年9月3日
改正 2016年11月6日

◇『日英教育研究フォーラム』自由研究論文執筆要領 ◇

2016年11月6日

1. 原稿様式

- (1) ワードプロソフトは原則として「Microsoft Word」を用いる。「一太郎」を用いる場合は、事前に編集委員会に相談する。
- (2) A4判、縦置き、横書き、45字×37行とする。余白は上下30mm、左右20mm、字送り10.5pt、行送り18ptとする。(学会サイトにテンプレートあり)
- (3) フォントは、和文は「MS明朝」、英文「Century」とし、大きさは10.5ptとする。
- (4) 最初の行にタイトルを記す。執筆者の氏名は別紙「投稿申請書」に記載するため、不要とする。
- (5) 本文の句読点は、原則として「、」「。」を用いる。
- (6) 数字・欧文等は半角を基本とする。

2. 見出し

- (1) 見出しは次の例に従う。
〈例〉1. → (1) → ①
- (2) 見出しの上は1行あける。
- (3) 見出しフォントへの装飾は不要とする。

3. 図表

- (1) 図表番号およびタイトルを付す。タイトル位置は、図の下、表の上とする。

〈例〉

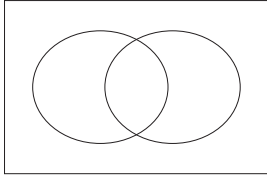


図1 ○○○…
(出典：◇◇◇…)

表1 ○○○…

(出典：◇◇◇…)

- (2) 原則として、図表は執筆者が作成し、本文に組み込む。その際、特に文字数を換算する必要はない。ただしトータルで規定ページ数(12ページ)を超えないように注意する。
- (3) 出典は必ず明記し、最初の行の冒頭に「(出典：)」と記す。
- (4) 出典のフォントの大きさは9ptとし、右揃えにする。

4. 注

- (1) 注は、Wordの脚注機能を使って、本文中に「……」¹のように、上付き文字の通し番号を振り、該当ページごと「脚注」にて表記する。
- (2) 注のフォントの大きさは9ptとする。

5. 引用・参考文献一覧および文献指示表記

- (1) 文献一覧は、見出しを【引用・参考文献】とし、本文末に一括し、邦文文献を五十音順、欧文文献をABC順に列記する。

- (2) 引用等の文献指示表記は、下例のような方式で文中に記す。

〈例〉……「…引用…」(山田 2008, p.26)がある。

……が指摘されている(黒崎／太田 2000, pp.51-54)。

……の研究などがある(Walford 2014; Davidson 2013a)。

6. 引用・参考文献表記

引用・参考文献の表記の方法は、下記にならう。

〈邦文文献〉

● 書籍

著者名(出版年)『書名』出版社名。

● 翻訳書

著者名(出版年)『書名』(訳者氏名)出版社名。

● 書籍所収の論文

著者名(出版年)「論文タイトル」編者名『書名』出版社名, pp.○-○。

● 雑誌論文

著者名(出版年)「論文タイトル」『雑誌名』巻号, pp.○-○。

● 複数名の併記

／(全角スラッシュ)を使用する。

〈欧文文献〉著者名はfamily name, first nameの順とし、間にカンマを入れる。カンマ等の記号の後は半角空ける。

● 書籍

著者名(出版年)書名[イタリック], 出版社名。

- 書籍所収の論文
著者名（出版年）“論文タイトル”，編者名，書名 [イタリック]，出版社名，pp.○-○.
- 雑誌論文
著者名（出版年）“論文タイトル”，雑誌名 [イタリック]，巻号，pp.○-○.
- 複数名の併記
/（半角スラッシュ）を使用する。

◇ 『日英教育研究フォーラム』 著作権規程 ◇

第1条（目的）

本規程は、日英教育学会の学会誌である『日英教育研究フォーラム』（英文名 The Japan-UK Education Forum、以下本誌という）に掲載される研究論文等の著作権について定めるものである。

第2条（著作権の帰属）

- (1) 論文等の著作権は、論文等の原稿が学

会に受理された時点から、原則として本学会に帰属する。

- (2) 特別な事情により、前項の原則が適用できない場合は、著者と本学会の間で協議して措置する。

第3条（著作者による著作物の使用）

- (1) 本誌掲載の研究論文等を執筆者が教育・研究目的で利用する場合および将来著作集等を出版する場合には、著作権者（日英教育学会）に断りなく利用できるものとする。
- (2) 第三者から、本誌掲載の研究論文等の複製・配布・公開等に係る著作権の利用許諾要請があった場合は、運営委員会は、審議し、適当と認めたものについてその利用を許諾することができる。

第4条（規程の改正）

本規程の改正は運営委員会が行い、総会の承認を得ることとする。

2013年8月31日

附則 この規程は2014年4月1日より施行する。

◆ 編集後記 ◆

▶はたして今が第何波なのか、俄かには判断できないコロナ禍が依然として各地を覆っておりますが、会員の皆様におかれましてはご健勝にてお過ごしのことと存じます。さて、本学会紀要第25号が完成しましたのでお届けいたします。コロナ禍の影響により渡英もままならず、研究環境に著しい制約が設けられ続けているにもかかわらず着実に研究成果をあげておられる会員の皆様に編集委員会を代表して敬意を表したいと思います。また、ご多忙の中にも投稿された論文へ丁寧な査読意見を寄せていただいた査読会員に厚く御礼申し上げます。今号掲載の自由投稿論文も、これまで同様にいずれも厳正な審査を経て掲載されたものであります。今号も規程通り研究論文投稿の呼びかけを行い、1月末に投稿の意思表示、3月末日を投稿締め切りといたしました。その後、投稿者へ査読意見を伝え、再査読の結果、3本の掲載を得ることができました。いずれも英国教育研究に大きな足跡を残す成果であろうと思います。また、今号には研究論文の他にも、多くの情報とともに3編の書評と2編の図書紹介を掲載できるなど、大変充実した号になりました。ニューズレターでもご案内しましたが、最近は会員による著作の刊行も多く、編集委員会ではそれらの研究成果をより広く紹介したいと考えています。会員におかれましては、著作が公刊されましたら紀要編集委員会または学会事務局までお知らせいただければ、それらの知見を学会内外へ発信、還元するために「書評」「図書紹介」にて取り上げたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

▶本号には、谷川会員（京都教育大学）と学会ICT担当の宮島会員（西武文理大学）のお世話により、対面開催に替えてオンライン開催となった昨年度のシンポジウム「EU離脱国民投票後の『福祉国家』英国とその教育を展望する」の内容を掲載しております。政治学をご専門とする近藤康史氏（名古屋大学）と社会福祉学をご専門の山本隆氏（関西学院大学）にご登壇いただき、活発なご議論が展開されました。両氏の報告と全体のやり取り等についてはコーディネーターの谷川会員のご報告をご覧ください。

▶英国でもCovid-19の猛威がいったん収まりかけたかと思われたのが、変異株の出現と拡大によりロックダウンが繰り返され、学校も大きな影響を受けていることは皆さまもご承知の通りです。彼我の国でも、コロナ禍のなかでいわゆる多様な「格差」の問題が強く浮き彫りになってきました。上記のように渡英、訪日も困難な状況で外国研究には大きな支障がみられます。渡英、帰国後の隔離期間がなくなりいつでも往来が可能になることを祈念してやみません。

▶世織書房の伊藤晶宣さん、門松貴子さんには今号の編集作業について大変お世話になりました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

紀要編集担当

高妻紳二郎（福岡大学）

日英教育研究フォーラム No.25

2021年8月30日発行

編者 日英教育学会 ©

代表 広瀬裕子（専修大学）

事務局 〒114-0033 東京都北区十条台1-7-13 東京成徳大学子ども学部
青木研作研究室気付

製作 世織書房

Japan-UK Education Forum

Printed in Japan. Online edition : ISSN 2189-678X

Print edition : ISSN 1343-1102